

福祉用具専門相談員指定講習会

受講日数は7日間

福祉用具専門相談員とは、医療や介護・福祉に関して幅広い専門知識を身に付けた福祉用のプロフェッショナルアドバイザーです。常に最新の情報を持ち、高いコミュニケーション能力でお客様の病状や障がいの度合いを見極め、適切な福祉用具の選定や使用方法などのアドバイスを行います。またご利用者と介助者の両方の立場を理解し、その双方に対応する重要な職種です。

Point 1. 仕事をしながらでも通いやすい!

平日お仕事の方でも通いやすい日曜日を開催しています。

Point 2. 受講しやすい金額

教育訓練給付金制度を利用すれば、**最大50%**が戻ってくる!!

(その他にも、**各種割引制度**があります。)

募集要項

研修名 : 福井県医療福祉専門学校 福祉用具専門相談員指定講習会

受講期間 : 7日間(50時間)

定員 : 10名

受講資格 : 16歳以上で、福祉用具や介護に関する知識を深めたい方。
学歴不問。福祉用具関連業務や介護業務の経験がない方でも受講できます。

受講料 : **48,000円(テキスト・消費税込)**

途中で退校された場合でも受講料の返金はありませんので、あらかじめご了承ください。

受講の流れ

ハローワークでの手続き
(受講前)

- 教育訓練給付金制度(特定一般)の対象講座です。利用する方は、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブカードと必要書類を揃えた上で開講日の2週間前までにハローワークで手続きを行なってください。

受講申込み

- 申込書に必要事項をご記入の上、身分証明書の写しを添えてご郵送(FAXでも可)またはご持参ください。その後、お手続き等のご案内をお送りしますので指定する期限までに受講料をお振込ください。

スクーリング

- 初日にオリエンテーションを行います。
テキスト配布、スクーリングの注意点などをご案内いたします。
- 福祉用具専門相談員として、適切な福祉用具の選定や使用方法のアドバイスができるように、医療や介護・福祉の知識や技術を学びます。

修了認定

- 指定全科目を履修し、認定試験に合格された方に修了証を交付いたします。未履修科目がある場合は、次回以降のコースで振替授業を受講後、修了認定試験に合格する必要があります。

ハローワークでの手続き
(受講前)

- 給付金制度を利用する方は、受講修了日の翌日から1か月以内にハローワークに必要書類を提出してください。審査の後、指定口座に給付金が振り込まれます。
(給付を受けると、その後改めて要件を満たすまで当該制度を利用することはできません。)

コース一覧および開講スケジュール

9:00~18:00の講座です（初日のみ8:40~オリエンテーションを行います）

2月コース (令和8年) 申込締切 1/16(金)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
	2/1(日)	2/8(日)	2/15(日)	2/22(日)	3/1(日)	3/8(日)	3/15(日)

受講にあたっての注意事項

最終日の修了認定試験は、指定科目全科目の履修が条件となります。指定科目を欠席された場合は、次回以降開催のコースで欠席した科目を受講後、修了試験に合格する必要があります（追加料金は発生しません）。なお、個別での振替授業は行いません。

お申込み・お問い合わせ先

会場：福井県医療福祉専門学校 成和校舎

〒918-8239

福井市成和1丁目2233

Fujiiビルディング3~4F（無料P完備）

TEL：0776-25-3161

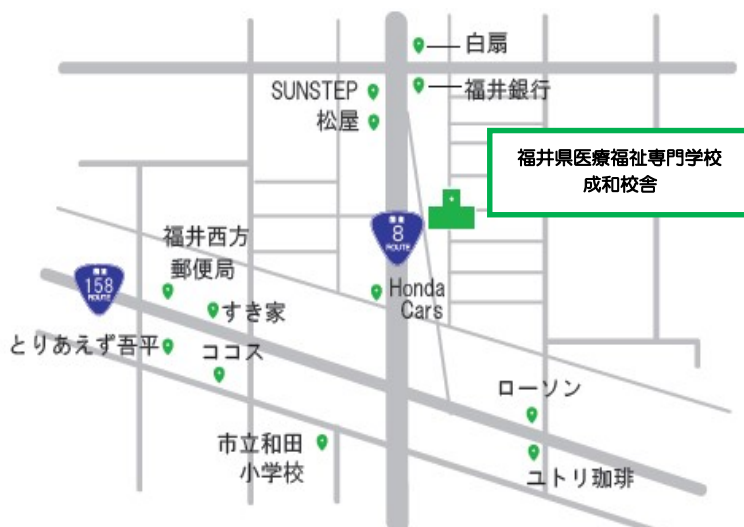
FAX：0776-25-3162

京福バス 上北野・問屋団地線

「土木事務所前」下車徒歩1分

すまいるバス 城東・日之出方面

「城東4丁目」下車徒歩1分



※成和校舎が不在の場合は高木校舎までお問い合わせください

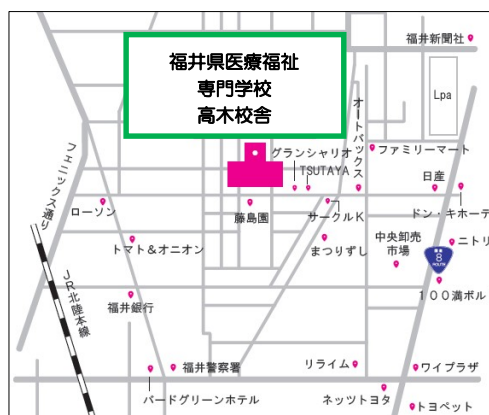
福井県医療福祉専門学校 高木校舎

〒910-0804 福井市高木中央3丁目2018

TEL：0776-52-5530

FAX：0776-52-5531

URL：<http://fmw.ac.jp>



厚生労働省 教育訓練給付金制度について

本校が開講する福祉用具専門相談員指定講習会は、厚生労働省が支援する教育訓練給付金制度（特定一般）の対象講座です。一定の要件を満たしている方は、講座修了後にご本人様の住所を管轄するハローワークに申請すると受講料の40%が還付されます。さらに修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合には10%が追加支給されます（最大50%、ご本人様が受講料を負担した場合に限ります）。要件の詳しい内容については、ハローワークにご確認ください。

① 事前手続き

教育訓練給付金（特定一般）を利用する方は、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブカードと必要書類を揃えた上で受講開始日2週間前までにハローワークで手続きを行なってください。

② 申請方法

受講修了時に配布するリーフレットをご確認の上、受講修了日の翌日から1か月以内にご本人様の住所を管轄するハローワークに必要書類を提出してください。

③ ハローワークが内容確認および審査を行った後に、ご本人様の指定口座に給付金が振り込まれます。

※給付を受けた方は、その後改めて上記要件を満たすまで当該制度を利用することができません。

【教育訓練給付金指定番号】

講座の名称	指定番号
福祉用具専門相談員指定講習会	1820022-2010023-0

割引制度について

◎ 本校講座修了者割引【3,000円割引】

本校が開催した講座を修了された方。

◎ 紹介割引【3,000円割引】

本校が開催した講座を修了された方もしくは受講中の方から紹介を受けた方。

◎ 施設紹介割引【3,000円割引】

介護施設・介護事業所・介護関連企業から紹介を受けた方。

◎ 学生割引【3,000円割引】

高校・大学・大学院・専門学校の学生の方。

◎ グループ割引【3,000円/人割引】

同一コースに2名以上でお申込みの方。

※ 受講申込書の下部にある「割引」欄内の該当部分にチェックを入れ、必要事項を添付/記入/押印ください。

※ 割引の併用はできません。